



北村 あや子 区政ニュース

令和あらかわクリニック 来年度解体、建替えへ

区政ニュースNo.169号に掲載した「令和あらかわクリニック」の解体・建替えに関して、区から報告がありました。

令和あらかわクリニックは今年3月28日から一時閉院となっていましたが、来年度に既存建物を解体し、再来年2025年度に新外来棟の建設が行われる予定とのことです。解体費用は区が、新外来棟建設費用は令和あらかわクリニックを運営する正志会が負担するとのことです。



志会から解体費用を請求されることとなります。地中の建造物は残して、地上部分のみ解体するという複雑な解体作業のようです。区はコンサルを入れて、金額の妥当性を判断すると言います。また正志会に対しては、区内事業者を積極採用するなど区の入札条件に準じて契約を行うよう申し入れ、要望は正志会に伝えていくと区は言いますが、万が一事故などが起こった際は区が責任をもって対応できるのか、不安が残ります。

正志会と現場の解体・建設業者、そして地域住民としっかり連絡を取り合い、区が責任をもって対応をするよう改めて求めました。

宮前公園(3期)整備計画は予定通りに

2028年4月のオープンを目指す宮前公園3期計画は現在のところ、変更の予定はないとのことです。



既存建物を活用 → 解体 なぜ？

当初は区は旧外来棟を活用し、外来の一部機能と区民健診などを実施する方向で正志会と調整してきました。一時閉院の間に調査確認、検討した結果、水漏れや一定の老朽化、建物の部分的回収では想定している精度の高い健診を実施するためのスペース確保が困難なことなどの課題が明らかに。

さらに、地下部分には電気設備や受水槽などの重要設備が設置されており、水害時や漏水などの浸水で、施設が機能不全となるリスクを抱えています。

こうしたことから、正志会から建て替えを検討したいとの意向が示され、区も建替え方針を固めました。

解体工事と新外来棟の建設工事は正志会が一体的に発注をし、解体費用は区が負担するとのことです。解体費用は3億円強と区は想定しています。

正志会からの解体費用請求、妥当性の判断は

区は直接解体業者や建設業者と契約を結ばず、正



令和あらかわクリニックの近隣住民向け説明会日時

12月21日(木) 夜7時～

男女平等推進センター(アクト21)地下ホール

東尾久5丁目9-3

発行:日本共産党議員団 TEL:3802-4627 FAX:3806-9246

e-mail:arajcp@tcn-catv.ne.jp

<北村あや子事務所> 荒川区西尾久2-4-8-1階

TEL&FAX:3894-6668



来年度改定「健康増進計画」「高齢者プラン」 「障がい者総合プラン」素案が示されました



次期改定される計画・プラン素案が大きく 3 件示されました。それぞれパブリックコメントが実施されます。素案閲覧、意見の提出は区のホームページ(QR コード)から行えます。ご意見は FAX、持参でも受け付けています。

荒川区健康増進計画

(パブコメ期間は 12 月 1 日～15 日)

基本目標は「生活習慣の改善による健康状態の向上」「総合的ながん対策の推進」「社会環境の質の向上」。



がん対策の中では私が4年前の初質問で取り上げたがん患者へのアピアランスケア(医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケア)が計画に盛り込まれました。来年度中にはウィッグや補正具などの助成がスタート予定となっています。

また、社会環境の質の向上にはユースヘルスケアの充実も。思春期から若い方々が医療につながりやすい体制を、地域の医療機関と区が協力して充実させていくことを引き続き求めます。

第 9 期荒川区高齢者プラン

(パブコメ期間は 12 月 11 日～25 日)



介護保険に直接かかわる区のプランです。来年度は介護保険料改定の時期、新たな標準保険料額はまだ示されていませんが、今以上の介護保険料の値上げに区民は耐えられないと、区も認識しています。委員会では介護保険給付準備基

街の声



*非正規で働く单身女性は、退職金も出ない。将来の年金は低い…。安心した老後、荒川区に安心して住み続けるために、公共住宅を増やしてほしい。

➡引き続き公共住宅を増やすよう求めています。

*本会議一般質問の傍聴に行った。傍聴席での音声は聞きやすくなった。

➡傍聴席の聞こえ具合が悪いとご指摘をいただき、改善要望していました。昨年、会議場のマイクとスピーカーを一新し、改善となりました。

*委員会の傍聴席を議員たちと近づけてほしい。

➡議会改革を進めています。

金を取り崩してでも保険料を抑えるとの区の姿勢を引き出しています。日本共産党荒川区議団も他会派も基金を活用することを求めています。

要介護1～2の保険外しやケアプラン作成の有料化などは、今回は見送られています。これ以上の利用者負担増はもう無理ではないでしょうか。介護保険制度はあっても利用できないでは、何のための介護保険なのでしょうか。ぜひ、ご意見をお寄せください。



荒川区障がい者総合プラン

(パブコメ期間は 12 月 11 日～25 日)

基本的に現行プランの継続となっています。新たに医療的ケア児の支援が盛り込まれています。

現行プランにも重度障がい者が入居できるグループホーム不足について課題がありましたが、この3年で1室しか増えていないことが委員会質疑でも明らかになりました。実効性ある計画となるよう、具体的な目標設定が必要ではないでしょうか。

障がいは個人々人によって異なるものです。現行の事業においても利用者から使い勝手を良くしてほしいなど改善の要求が出されています。個人のニーズに合わせられる事業設計が必要だと思います。

*医療的ケア児にきょうだいがいる場合利用できる「家庭家事サポート事業」短時間で利用できるようにするなど、もっと使い勝手を良くしてほしい。

➡障がい者プラン素案検討の委員会で取り上げ、利用者の声を聞いて改善するよう求めました。

日時: 12月15日(金) 18:30～20:00

会場: 北村あや子事務所(西尾久2-4-8)

TEL&FAX: 03-3894-6668 **要予約**

日々の生活、仕事、相続…ひとりで悩まずに相談を。
弁護士と北村がお話をうかがいます。

法律
HOURITSU SOUDAN
相談